

菊川市小口資金融資信用保証料補助金交付要綱

制定 平成21年3月30日告示第60号
改正 平成24年3月30日告示第106号
平成27年3月31日告示第100号
平成30年3月29日告示第31号

(趣旨)

第1条 市長は、小口資金融資の円滑化を図るため、小口資金の借入に際し信用保証料を支払う小規模事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 菊川市小口資金融資利子補給制度要綱（平成17年菊川市告示第107号。以下「利子補給制度要綱」という。）第2条第2項に定めるものをいう。
- (2) 小口資金 利子補給制度要綱第3条に定めるものをいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象者	補助の対象となる経費	補助金の額
小口資金を借入れる小規模事業者	補給対象者が小口資金を借入れることにより静岡県信用保証協会に支払うべき信用保証料の総額（借入期間を延長した場合に補助対象者が追加して支払う信用保証料は除く。）	補助対象経費の100分の45以内の額

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、初年度信用保証料の支払完了後2週間以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 「信用保証決定のお知らせ」の写し
- (3) 信用保証料支払証明書（様式第2号）又は「信用保証料送金通知書」の写し

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、交付すべき補助金の額を決定し、信用保証料補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(請求の手續)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、信用保証料補助金交付決定通知書を受領し

た日から起算して10日以内に、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
(期限前完済の場合の補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が、信用保証料の支払の対象となった小口資金を返済期限前に完済した場合は、期限前完済報告書(様式第5号)に完済後の信用保証料の総額が分かる書類の写しを添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、補助対象者は、補助の対象となった信用保証料の総額に変更があるときは、完済後の信用保証料の総額により算定した補助金の額と当該交付済みの補助金の額との差額を、別に定めるところにより、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第100号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月 日告示第 号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。